

# 仕 様 書

件 名	泡消火設備専用水槽水の収集運搬・ 処分業務	仕様書番号	3 2
		作成年月日	令和4年9月5日
		所 属	久留米駐屯地業務隊管理科
		作 成 者	防衛事務官 澤村 未来

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊久留米駐屯地で実施する「泡消火設備専用水槽水の収集運搬・処分業務」に適用する。

2 実施場所

福岡県久留米市国分町100番地 陸上自衛隊久留米駐屯地

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

4 概 要

施設内の泡消火設備専用水槽及び泡消火設備配管について、水槽内・配管内の水（P F O S等含有水）のドラム缶等への移し替え、運搬・処分を実施するもの。

5 規格・数量

本役務において処分する水槽水等は、下表のとおりとする。

建物名称等	規格	数量	単位	備考
消火ポンプ室	地下式水槽	6,300	リットル	
整備場	泡消火設備配管	662	リットル	

6 一般事項

- (1) 業務の実施にあたっては、本特記仕様書に基づき実施するほか、
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
  - ・ P F O S含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（平成23年3月環境省大臣官房リサイクル対策部）などその他の関係法令等に準拠して実施するものとする。
- (2) 本業務実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、受注者において迅速に実施しなければならない。また、関係官公庁その他に交渉を要するとき、あるいは交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督官に申し出て協議するものとする。
- (3) 業務に際し、図面と仕様書との内容に相違のある場合や明示のない場合、または疑いを生じた場合は監督官と協議するものとする。ただし、軽微な変更（位置または方法を多少変え、それによる数量を幾分増減する等）は、監督官の指示に従うものとし、この場合の業務委託料及び履行期間については変更しない。
- (4) 別途発注業務と競合する場合は、監督官の指示に従って、当該業務の関係者と協力し遺漏のないよう円滑な進行を図らなければならない。
- (5) 受注者は、契約後、速やかに実施計画書を作成し、監督官に提出しなければならない。実施計画書に記載すべき事項は次の通りとする。
- (a) 業務概要（業務名称、業務目的、場所、履行期間、業務内容、業務数量）
  - (b) 業務方法（ドラム缶等への移し替え方法、ドラム缶等運搬方法、運搬経路）
  - (c) 業務工程

- (d) 実施体制（連絡先含む）
  - (e) 安全管理
  - (f) その他（根拠資料等）
- (6) 受注者は、下記業務の状況等を日ごとに写真撮影し、整理提出するものとする。
- (a) 水槽からの入れ替え作業状況
  - (b) 水槽からの入れ替え作業完了時における確認作業状況
  - (c) ウェス等での水槽内のふき取り作業状況
  - (d) 配管通水洗浄作業状況
  - (e) 作業後の清掃状況
  - (f) ドラム缶等の処分場への搬入状況
  - (g) その他必要な状況
- (7) 履行場所においては関係法規を遵守し、常に業務の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めるとともに、現場の作業等者の出入り、火災・盗難の防止、風紀・衛生等の取締り、その他について十分な注意を払わなければならない。
- (8) 災害または事故が発生した場合は、直ちに適切な措置をとるとともに、その経緯を速やかに監督官に報告するものとする。
- (9) 業務実施の都合上、夜間作業を必要とする場合は、監督官に報告するとともに、所要の手続きを行わなければならない。
- (10) 受注者は、業務のために必要な資料、労務及び機材の提供について監督官の指示に従わなければならない。また、完了検査及びそれに先立ち監督官が行う下検査に対しても管理技術者等を立ち合わせなければならない。
- (11) 受注者は、監督官の指示に従い、業務の進捗状況、その他、監督官の要求する報告書を提出し、必要に応じて監督官の指示に従い、久留米駐屯地において打合せを行い、監督官に説明しなければならない。
- (12) 業務実施期間中に、監督官が中間段階での成果品の提出を求めた場合には、その指示に従い、提出するとともに、必要に応じて監督官に指示に従い、久留米駐屯地において打合せを行い、監督官に説明しなくてはならない。
- (13) 交付される設計図書（複製を含む）は、業務完了後すべて返却しなければならない。
- (14) 成果物は、すべて発注者の所有とし、他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (15) 受注者は、業務完了後、関係区域内の後片付けを行うとともに、破損したものについては直ちに監督官の指示するとおり受注者の責任において復旧し、清掃を行わなければならない。
- (16) 受注者は、業務実施に際し、環境保全について特に注意するものとする。また、業務遂行に当たり環境が阻害される恐れのある場合は、あらかじめ対策を立て、監督官と協議するものとする。
- (17) 地元関係者との調整等
- ア 受注者は、屋外で行う業務の実施にあたり、地元関係者から業務に関する質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督官と調整の上対応することとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努める。
  - イ 受注者は、仕様書の定め、あるいは監督官の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合は、交渉等の内容を書面で随時報告し、指示があった場合はそれに従う。
  - ウ 受注者は監督官と地元関係者との協議について、監督官から指示があった場合には、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行う。
- (18) 打合せ協議
- 打合せ協議を実施することとし、本業務の実施にあたっては、協議が必要（当初・中間・完了）な段階で監督官と協議を行うものとする。

(19) 業務関係書類の適正な管理について

業務関係書類の作成等を行うパソコンについては、情報の流出防止に万全を期すために、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用すること。

なお、業務関係書類とは、設計図書、業務計画書、成果物のほか、管理技術者等通知書の本支店等で作成する書類の一切を含むものとする。

(20) 再委託

ア 受注者は、総合的企画、業務の遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等については、再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、資料整理、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、参考書籍・文献購入、消耗品購入等といった軽微な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の受注者（以下「協力者」という。）との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、防衛省のコンサルタント業務等指名競争参加有資格者である場合には、指名停止期間中であってはならない。

7 特記事項

(1) 本業務の実施にあたっては、受注者において、PFOS等含有水等の処分が可能な処分場を特定し、当該水の移し替え作業、保管、運搬、焼却、処分作業に伴い必要となる全費用を含めるものとする。

収集運搬・処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び第6項の規定による産業廃棄物収集運搬及び産業廃棄物処分の許可を受けている者とする。ただし、収集運搬・処分業務を自ら行わない場合は、当該許可を受けている処分業者等を指定すること。

(2) 本業務対象処分物は、PFOS等含有水、当該水の移し替え作業の際にPFOS等が付着したホースや保護シート等の雑材、移し替えたドラム缶等、清掃に使用したウエス等当該業務の実施に伴い、PFOS等が付着したものとする。

(3) PFOS等含有水はドラム缶（クローズドタイプに限る。以下同じ。）又はローリー車に収集して運搬するものとする。ただし、ドラム缶又はローリー車と同程度以上の漏出対応が万全である容器を使用することとしても差し支えない。

(4) ドラム缶等を用いる場合の収集・運搬・処分

ア PFOS等含有水を、受注者がドラム缶等に移し替える。PFOS等含有水に移し替えた後、PFOS等含有水が入っていた水槽内をウエス等でふき取るものとする。

イ ドラム缶等は受注者にて準備・確保するものとする。

ウ 作業を行うにあたっては、環境に十分に配慮しながら行うこととし、以降の作業についても同様に配慮するものとする。特に、PFOS等含有水が漏出することがないように慎重に作業を実施すること。

エ 作業する場所や実施期間等については、監督官と協議のうえ、決定する。

オ 消泡剤を使用する場合は、事前に監督官の承認を得ること。

カ 受注者は廃棄物を運搬する際に、その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分するものとする。

キ 過積載を発生させないよう必要な対策を講じること。

ク 受注者は、運搬された廃棄物について、関係法令等を遵守し、適正に処分するものとする。

(5) ローリー車等を用いる場合の収集・運搬・処分

ア P F O S等含有水を、受注者がローリー車等に移し替える。P F O S等含有水を持ち替えた後、P F O S等含有水が入っていた水槽内をウエス等でふき取るものとする。

イ ローリー車等は受注者にて準備・確保するものとする。

ウ 作業を行うにあたっては、環境に十分に配慮しながら行うこととし、以降の作業についても同様に配慮するものとする。特に、P F O S等含有水が漏出することがないように慎重に作業を実施すること。

エ 作業する場所や実施期間等については、監督官と協議のうえ、決定する。

オ 消泡剤を使用する場合は、事前に監督官の承認を得ること。

カ 受注者は廃棄物を運搬する際に、その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分するものとする。

キ 過積載を発生させないよう必要な対策を講じること。

ク 受注者は、運搬された廃棄物について、関係法令等を遵守し、適正に処分するものとする。

(6) ドラム缶又はローリー車と同程度以上の漏出対応が可能な容器を用いる場合は、前2項に準じて収集・運搬・処分を行うものとする。

(7) 泡消火設備配管の清掃等については、通水により水洗浄（1回）することとする。なお、発生した排液については、全て回収し関係法令等に基づき適切に処分するものとする。

ただし、水槽の規模や構造、配管部分の経路により他の方法がより適切であると判断される場合は、監督官と協議の上、実施することができるものとする。

(8) 清掃等で発生したゴミ等の廃棄物の収集・運搬・処分

ア 廃棄物は、密閉容器に入れ、封入するものとする。

イ 受注者は、廃棄物を運搬する際に、その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分するものとする。

ウ 過積載を発生させないよう必要な対策を講じること。

エ 受注者は、運搬された廃棄物について、関係法令等を遵守し、適正に処分するものとする。

(9) 作業時は、マスク・手袋・ゴーグル等を使用し、安全な状態で作業を行うものとする。

(10) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）については、受注者において準備するものとし、収集運搬または処分時に必要事項を記載し、監督官に提出すること。

(11) 処分完了時は、その旨を監督官へ連絡する。

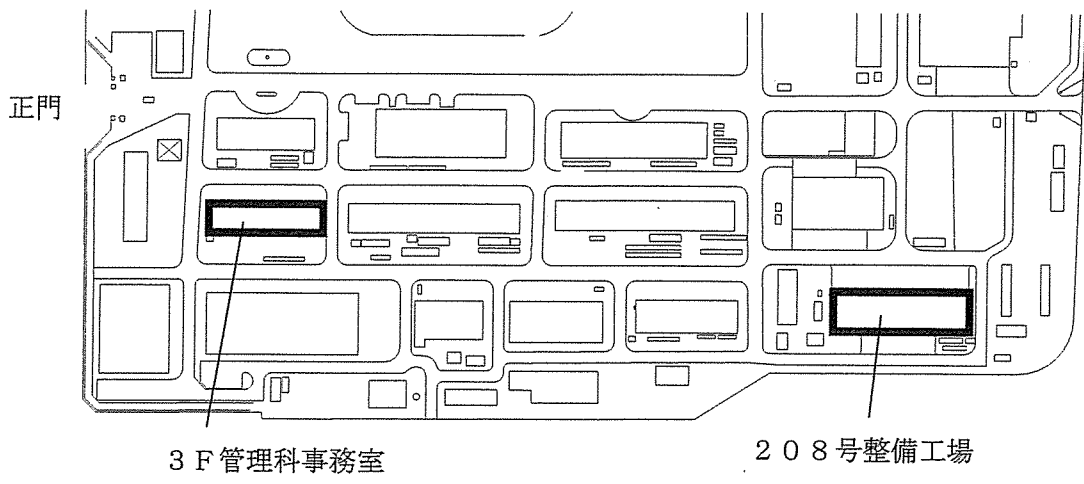
8 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、発注者及び受注者双方協議の上、決定又は変更できるものとする。

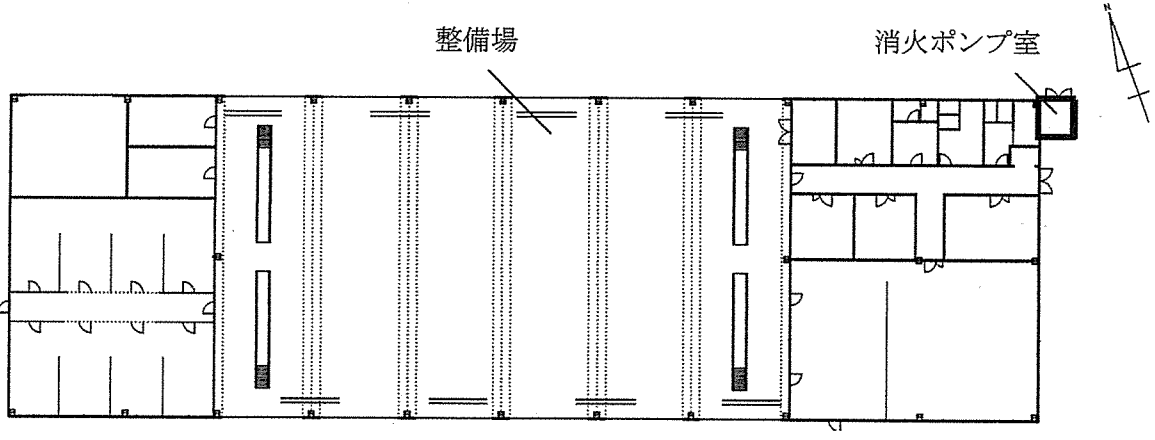
9 業務成果物

提出成果物は、次に掲げるものとする。

名称	規格	備考
業務報告書	1. 業務概要 2. 業務日報 3. 打合せ簿 4. マニフェスト 5. 業務写真 6. 参考資料	A 4 版 計量単位は、国際単位系（S I）とし、従来単位を併記するものとする。



駐屯地配置図



208号整備工場平面図